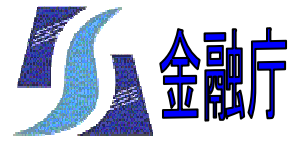
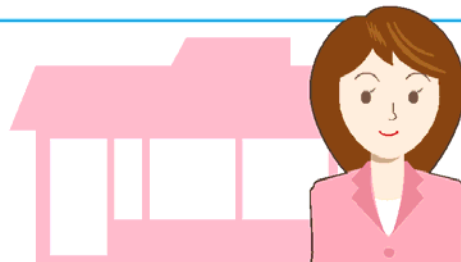
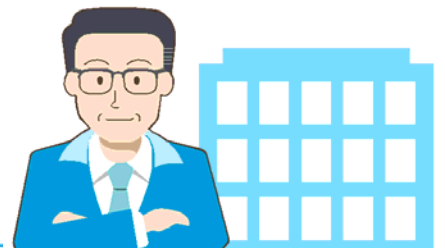
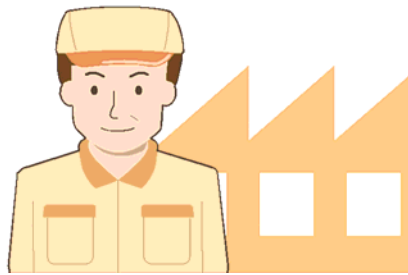


中小企業の皆さんへ



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

- 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます -

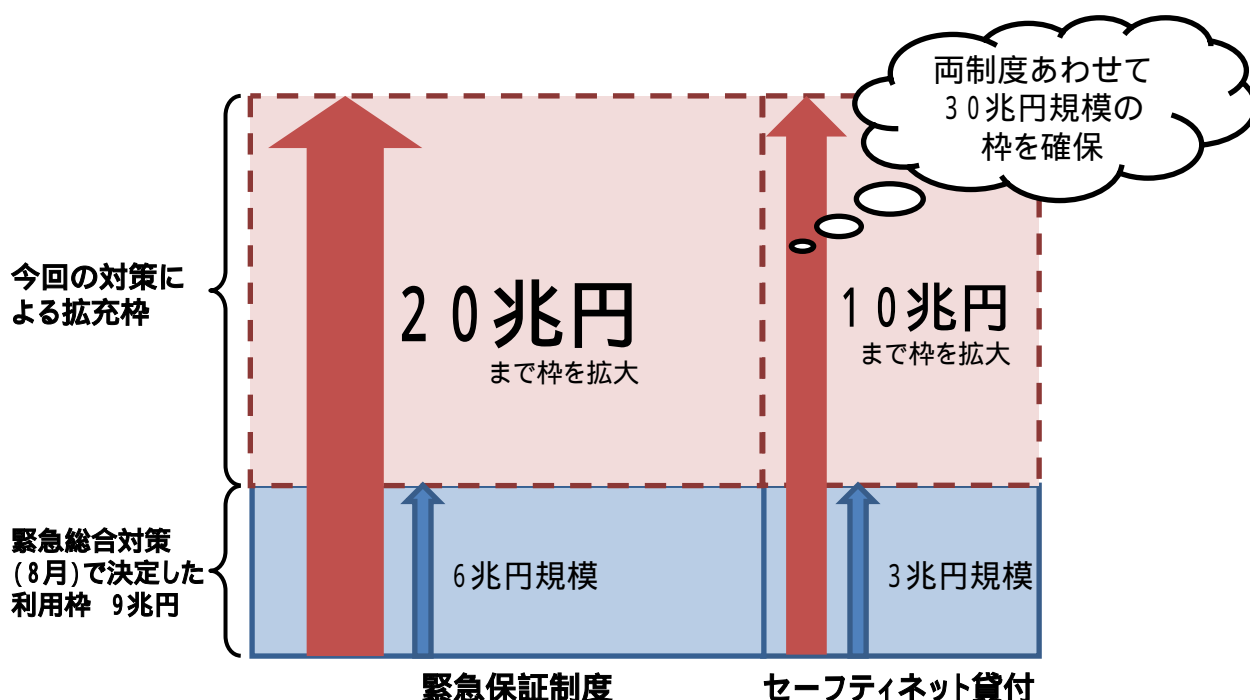


1. 中小・小規模企業の方々が資金繰りに不安がないよう 30兆円規模の保証・融資枠を確保しました！

- 10月31日にスタートした緊急保証の枠を6兆円から20兆円にまで3倍以上に拡大します。
- 対象業種を、全国の中小・小規模企業260万企業をカバーする600超の業種に大幅に拡大しました。
- この緊急保証制度は、信用保証協会の100%保証です。責任共有制度の適用はありません。
- 一般保証8,000万円に加えて、別枠で8,000万円（担保がある方は、一般保証最大2億円に加えて、別枠で最大2億円）までの保証を利用できます。

対象業種については、ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)で確認できます。

- また、セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能です。この貸付の枠も3兆円から10兆円にまで3倍以上に拡大します。
- 全業種の方が、最大で、4億8000万円（中小企業の方）、4800万円（小規模企業の方）まで利用できます。
- 特に業況の厳しい方に対する金利の引き下げも行う予定です。
- 特別貸付は、(株)日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に加え、(株)商工組合中央金庫でも行う予定です。

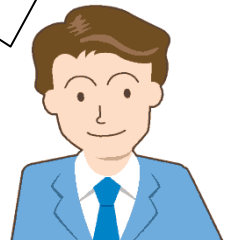


2. 金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない 取扱いを拡充しました！

資金繰りが大変だけど、銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じられないんです…。



今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。



検査官 金融検太郎

条件緩和(返済条件の変更)とは…
・金利の引下げ
・金利・元本の支払い猶予
・返済期限の延長
・債権放棄
など借り手にとって有利となる取決めをすることです。

改定前

不良債権にならないためには…

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。



そこで…

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

3. 中小企業庁・金融庁は、金融機関に対し、中小企業への円滑な資金供給を繰り返し要請しています。

(金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。)

(お問い合わせ先)



緊急保証やセーフティネット貸付について

まずはお近くの緊急相談窓口()にお尋ねください。

信用保証協会、日本政策金融公庫、商工会議所、商工会、経済産業局など全国約900カ所に設けられています。以下のホームページにて御確認できます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/kinkyuhoshou/madoguchi.htm>

経済産業局、中小企業庁に「中小企業金融貸し渋り110番」を設けています。国に対する御質問・御意見があればお寄せください。

【お問い合わせ先】

経済産業局

北海道経済産業局 産業部中小企業課

011-709-1783(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

022-222-2425(直)

関東経済産業局 産業部中小企業課 / 中小企業金融課

048-600-0334(直)

048-600-0425(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

052-951-2748(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

06-6966-6024(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

082-224-5661(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

087-811-8529(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

092-482-5448(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

098-866-1755(直)

中小企業庁 金融課 03-3501-6280(直)

日本商工会議所・全国商工会連合会

もよりの商工会議所または商工会へお問合せください

中小企業基盤整備機構 何でも相談ホットライン 0570-009111

条件緩和債権の取扱いについて

金融庁 お問い合わせ先 【 03-3506-6000(代表) 】

金融庁 検査局 総務課 内線 2517、2595

金融庁 監督局 総務課 内線 3369、3308

金融庁・財務省では、金融機関の融資等に関する大臣直通の情報受付窓口として、金融円滑化「大臣目安箱」を設置しています。詳しくは以下のホームページを御覧下さい。

<http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html>

また、民間金融機関の融資等に関する情報は、金融庁「金融円滑化ホットライン」でも受け付けています。

:03-5251-7755(受付時間:平日10:00~16:00)

寄せられた情報は、金融機関の検査・監督に当たり、貴重な情報として活用しています。なお、金融機関との個別トラブルについての斡旋・仲介・調停、金融機関からの報告内容のご説明等はできません。